

ファミリートーク新北島掲示板使用規則

(目的)

第1条 ファミリートーク新北島管理組合同規約（以下「管理規約」という。）第15条に基づき、建物の区分所有等に関する法律及び管理規約に定める「所定の掲示場所」として、ファミリートーク新北島の区分所有者および占有者並びにそれらの家族（以下「区分所有者等」という。）に対し、ファミリートーク新北島管理組合法人（以下「管理組合」という。）の管理運営に関する情報を伝達するため、併せて、新北島中町会及びその傘下の諸団体（以下「町会等」という。）が発信する情報の通知にも供するため、1階エントランスホール南側壁面に掲示板を設置し、もって、管理業務の質の維持向上と良好なコミュニティの形成に資することを目的として、本規則を制定する。

(掲示の承認)

第2条 掲示板に、以下の各号に掲げる掲示物を掲示する際には、管理組合の承認を得なければならない。

- (1) 管理組合の管理運営に関するもの。
- (2) 町会等の活動に関するもの。
- (3) 行政の広報に関するもの。
- (4) 上記各号の他、区分所有者等の共同の利益に資するものとして、管理組合理事会の決議したもの。

(掲示できないもの)

第3条 掲示板には、以下の各号に掲げるものをはじめ、前条各号に掲げるもの以外のものを掲示することができない。

- (1) 政治、宗教及び営利行為に関するもの。
 - (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの。
 - (3) 掲示期間が定かでないもの。
 - (4) 個人的な用途に関するもの。
 - (5) A3板の大きさを超えるもの。（但し、行政が掲示する方法により広報する目的で作成したものを除く。）
- 2 掲示板以外の場所には、管理組合が掲げる看板等以外のものを掲示することはできない。
- 3 管理組合は、前2項により禁止された掲示物を、掲示した者に何らの通知をすることなく撤去することができる。

附則 本規則は、平成24年5月19日から施行する。